

●フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会設置要綱

令和 2 年 1 0 月 2 9 日
日本学術会議第 3 0 2 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 1 6 条第 1 項に基づく課題別委員会として、フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、フューチャー・アースの推進と社会との連携に資するため、関連する諸問題を整理し、審議するとともに、関連機関・組織との連携を図る。

(組織)

第 3 委員会は、3 0 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(分科会)

第 4 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。

分科会	調査審議事項	構成	設置期限
持続可能な発展のための教育と人材育成の推進分科会	1. フューチャー・アース計画が提起している教育と人材育成に関連する諸課題の整理と検討 2. S D G s の教育・人材育成に関する諸課題の整理と検討 3. 関連する研究者や研究プログラム及び教育研究機関・組織との連携に関すること	1 5 名以内の会員又は連携会員	設置期間： 令和 3 年 1 月 2 8 日～ 令和 5 年 9 月 3 0 日
海の学びカリキュラム小委員会	1. フューチャー・アース計画が提起している教育と人材育成に関して、「海の学び」という視点からの諸課題の整理と検討 2. 学校における「海の学び」に関するカリキュラム開発に関すること	1 5 名以内の会員若しくは連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	設置期間： 令和 3 年 5 月 2 7 日～ 令和 5 年 9 月 3 0 日

ESD/SDGs カリキュラム小委員会	1. フューチャー・アース計画が提起している教育と人材育成に関して、SDGs と ESD という視点からの諸課題の整理と検討 2. 学校における SDGs・ESD に関するカリキュラム開発 (地域社会との連携も含めた探究的課題について) に關すること	15名以内の会員 若しくは連携会員 又は会員若しくは 連携会員以外の者	設置期間： 令和3年 5月27日～ 令和5年 9月30日
フューチャー・アース国内連携分科会	1. フューチャー・アース計画が提起している社会のステークホルダーとの連携推進と、これに関連する諸課題の整理と検討 2. ステークホルダーとの連携を軸とするフューチャー・アース日本委員会の運営に関する事項の整理と検討 3. 関連する研究者やステークホルダー、研究プログラム及び教育研究機関・組織との連携 に關すること	15名以内の会員 又は連携会員	設置期間： 令和3年 1月28日～ 令和5年 9月30日

(設置期限)

第5 委員会は、令和5年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年1月28日日本学術会議第307回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和３年５月２７日日本学術会議第３１２回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。